

バレーボール大手前クラブ規約

(名称)

第1条 本会は、バレーボール大手前クラブと称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、田中宏幸法律事務所（大阪市浪速区難波中3丁目5番4号 難波末沢ビル3階）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、現役バレーボール部員を激励・援助することを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、次の者とする。

- 1 正会員 大手前高校の卒業生でバレーボール部に所属していた者
- 2 賛助会員 大手前高校バレーボール部の顧問若しくはコーチであった者又は現に顧問若しくはコーチである者
- 3 名誉会員 正会員又は賛助会員に該当しない者で、大手前高校バレーボール部の活動に対する功績が顕著であり、総会の推薦を受けた者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。ただし、会計は、副会長又は理事の1名が兼務することができる。

会 長 1名

副会長 2名

理 事 若干名

会 計 1名

監 事 1名

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員選任)

第7条 役員は、会員中より総会において選出する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事（会長・副会長・会計を含む）は、理事会を組織し、本会の運営に係る事務を行う。

4 会計は、本会の会計に関する事務を行う。

5 監事は、本会の会計監査をし、理事会に出席して意見を述べることができる。監

事は理事会において議決権を有しない。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置き、会長又は副会長経験者の中から、理事会の承認を得て推薦し、総会に諮る。

(総会)

第10条 総会は、会長が招集し、少なくとも2年に1回以上開催する。

2 総会の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議長及び書記は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

(理事会)

第11条 理事会は、会長の招集により、必要に応じて開催する。

2 理事会の議決は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議長及び書記は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

(会計)

第12条 本会の会計は、本会会員の各種会費、協賛金、寄付金、預貯金利息その他の収入金等をもって収入とし、本会の維持・運営に要する費用、総会、懇親会その他の行事の開催に要する費用及び現役バレーボール部員に対する支援金等本会の目的を達するために必要な費用として支出する。

2 会長は、本会の会計の状況を、総会に報告する。

(会費)

第13条 年会費は、総会に諮って定めるものとし、正会員は、年会費を本会に納入するものとする。

2 懇親会その他の行事の会費は、理事会の議を経て会長が定める。

3 前2項の会費の納入方法は、理事会の議を経て会長が定める。

(その他)

第14条 本規約条項に定めるものの他、本会の維持・運営に必要な事項及び現役バレーボール部員に対する支援金等に関する事項は、理事会の議を経て会長が定める。ただし、本規約の改正その他本会の運営に係る重要な事項については、総会に諮って定める。

附則

1 本規約は、平成26年11月30日から施行する。

2 年会費は、平成27年以降の総会において定められるまでは納入の必要はないものとする。